

○公安調査庁特定秘密保護規程

長 官 訓 令
本庁部長，研修所長，局長，所長宛て
平成26年12月9日公安調査庁訓第11号
(最終改正：令和3年9月1日公安調査庁訓第1号)

公安調査庁特定秘密保護規程

目 次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 特定秘密の指定等（第7条－第18条）
- 第3章 特定秘密の取扱いの業務
 - 第1節 保護のための環境整備（第19条－第25条）
 - 第2節 作成（第26条・第27条）
 - 第3節 運搬，交付及び伝達（第28条－第35条）
 - 第4節 保管等（第36条－第39条）
 - 第5節 検査（第40条）
 - 第6節 紛失時等の措置（第41条）
- 第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置（第42条）
- 第5章 他の行政機関に対する特定秘密の提供（第43条－第46条）
- 第6章 適合事業者への特定秘密の提供（第47条－第51条）
- 第7章 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置（第52条）
- 第8章 適性評価（第53条－第62条）
- 第9章 通報窓口（第63条）
- 第10章 雑則（第64条－第70条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

- 第1条 この規程は，特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密（以下単に「特定秘密」という。）を適切に保護するために必要な措置を定めるものとする。
- 2 公安調査庁における特定秘密の保護に関しては，法，特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）のほか，法律及びこれに基づく命令の規定によ

り特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「部局」とは、公安調査庁行政文書取扱規程（平成30年公安調査庁訓第16号長官訓令）第2条第1号に規定するものをいう。

2 この規程において「可搬記憶媒体」とは、電子計算機又はその周辺機器に挿入又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。

3 この規程において「携帯型情報通信・記録機器」とは、携帯電話、携帯情報端末（PDA）、映像走査機（ハンディスキヤナ）、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。

(特定秘密管理者)

第3条 部局にそれぞれ特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）を置き、当該部局の事務を掌理する者をもって充てる。

(保全責任者等)

第4条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護に関する業務の管理を補助させる者として保全責任者を指名するものとする。

2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するための措置を講ずるものとする。

3 特定秘密管理者は、保全責任者が不在等のため、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（以下「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

4 特定秘密管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者（以下「保全責任者補助者」という。）を指名することができる。

5 保全責任者、臨時代行職員及び保全責任者補助者は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができるとされる者に限る。

(職員の範囲の制限)

第5条 法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定（法第6条第1項の規定により提供を受ける特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定を含む。）は、係単位、官職単位等その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該特定秘密を知得させる必要性を考慮して最小限にとどめるものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

(保全教育)

第6条 本庁総務部長は、職員（公安調査庁長官を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）に対し、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。

2 前項の教育は、特定秘密の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年1回受講するこ

とができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。

- 3 特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務を行うこととされる職員については、その取扱いの業務を行う前に、第1項の教育を受講させるように努めるものとする。
- 4 第1項の教育は、公安調査庁長官に対しても行うものとする。

第2章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定)

第7条 公安調査庁長官が、法第3条第1項の規定に基づき特定秘密を指定する際の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

- 2 職員は、その職務において、特定秘密に該当する情報があると認めた場合は、当該情報を所掌する特定秘密管理者に直ちに通報するなど適切な措置を講ずるものとする。

(特定秘密指定管理簿の様式等)

第8条 特定秘密指定管理簿の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

- 2 特定秘密指定管理簿は、本庁総務部長が管理するものとする。
- 3 特定秘密管理者は、特定秘密の指定等がなされたときは、特定秘密指定管理簿に必要な事項を書面に記載し、又は電磁的に記録するものとする。
- 4 特定秘密管理者は、特定秘密指定管理簿の写しの交付を本庁総務部長に求めることができる。
- 5 本庁総務部長は、特定秘密の指定等により、特定秘密指定管理簿に必要な事項が記載され、又は記録されたときは、内閣府独立公文書管理監に対し、当該指定等に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出するものとする。

(特定秘密の表示の方法)

第9条 特定秘密表示（令第16条第1号に掲げる措置を含む。以下同じ。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すこと。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すこと。

この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

- 2 前項の規定により特定秘密表示を付した複数の頁にわたる文書又は図画であつて、その冒頭の頁に特定秘密である情報が記録されていないものについては、同頁に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密文書」の文字を赤色で付すこととする。
- 3 特定秘密文書等を特定秘密表示を含めて複製することにより作成したときは、第1項の表示をすることを要しない。前項の「特定秘密文書」の文字を含めて複製することにより作成したときも、同様とする。
- 4 第1項の場合において、特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報に該当するときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等を示す表示を、同項各号と同様の方法とするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合はこの限りでない。
- 5 前項の場合において、当該外国の政府等を示す表示が既にされているときは、当該表示をすることを要しない。
- 6 特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（通知の方法）

第10条 法第3条第2項第2号に規定する通知（令第16条第1号に掲げる措置を含む。以下この章において同じ。）は、公安調査庁長官が、特定秘密である情報について指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載し、又は記録した別記様式第3号の書面又は電磁的記録により行うものとする。

- 2 前項の通知に当たっては、同項の書面又は電磁的記録を当該特定秘密である情報を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面又は電磁的記録の数は最小限にとどめるものとする。

（周知の方法）

第11条 特定秘密の指定がなされたときは、特定秘密管理者は、当該指定がなされた旨、指定の有効期間が満了する年月日及び指定に係る特定秘密の概要を記載し、又は記録した別記様式第4号の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。

- 2 前項の周知に当たっては、同項の書面又は電磁的記録を当該特定秘密を取り扱う者の供覧に付すものとし、作成する当該書面又は電磁的記録の数は最小限にとどめなければならない。

（指定の有効期間の延長）

第12条 公安調査庁長官が、法第4条第2項の規定に基づき指定の有効期間を延長する際の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

2 職員は、指定の有効期間が満了する時において、当該指定をした情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者に直ちに通報するなど適切な措置を講ずるものとする。

(指定の有効期間の延長に伴う通知等)

第13条 指定の有効期間の延長に伴う通知は、公安調査庁長官が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載し、又は記録した別記様式第6号の書面又は電磁的記録により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。

2 指定の有効期間の延長に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が延長された旨及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載し、又は記録した別記様式第7号の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項の規定は、この場合に準用する。

(指定の理由の点検)

第14条 特定秘密管理者は、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上行うものとする。

2 前項の規定により指定の理由の点検を行ったときは、別記様式第8号の指定理由点検記録簿に書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。

(指定の解除)

第15条 公安調査庁長官が、法第4条第7項の規定に基づき特定秘密の指定を解除する際の様式は、別記様式第9号のとおりとする。

2 職員は、特定秘密として指定された情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者に直ちに通報するなど適切な措置を講ずるものとする。

(特定秘密表示の抹消)

第16条 特定秘密表示の抹消は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法によりするものとする。

(1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法

(2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法

(3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしている場合は当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法

2 前項の特定秘密表示の抹消により、第9条第2項の規定により付された「特定秘密文書」の文字を引き続き付すことを要しなくなったときは、前項の規定の例により、

当該文字を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第17条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すこと。

2 指定有効期間満了表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、公安調査庁長官が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録した別記様式第10号の書面又は電磁的記録により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。

4 指定の有効期間の満了に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録した別記様式第11号の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項の規定は、この場合に準用する。

(指定の解除に伴う措置)

第18条 前条第1項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2 指定解除表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

3 指定の解除に伴う通知は、公安調査庁長官が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録した別記様式第12号の書面又は電磁的記録により行うものとする。第10条第2項の規定は、この場合に準用する。

4 指定の解除に伴う周知は、特定秘密管理者が、当該指定が解除された旨及びその年月日を記載し、又は記録した別記様式第13号の書面又は電磁的記録により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に行うものとする。第11条第2項の規定は、この場合に準用する。

第3章 特定秘密の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

(特定秘密へのアクセス管理)

第19条 特定秘密管理者は、特定秘密を取り扱う執務室等について、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の者が特定秘密にアクセスすることがないようにするため、当該執務室等の状況等に応じて、適切な物理的措置を講ずるものとする。

(立入制限)

第20条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

- 2 前項の規定により立入りが禁止された場合、特定秘密管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込み制限)

第21条 特定秘密管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が当該保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所
- (2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）
- (3) 特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
- (4) 特定秘密文書等を保管する保管施設

- 2 前項の規定により、機器持込みを禁止した場合、特定秘密管理者は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みの禁止に必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の保管容器)

第22条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵のかかる金庫又は鋼鉄製の箱等、施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。

- 2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）が他の行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の行政文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。
- 3 特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機をワイヤで固定するなどの必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 4 第1項の規定は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を記録する可搬記憶媒体に準用する。
- 5 前各項の規定によることができないときは、特定秘密管理者の定めるところによる。

(特定秘密の保護のための施設設備)

第23条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保護するため

の施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置等特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第24条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、スタンドアローンの電子計算機又はインターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員のみが当該電磁的記録にアクセスできる措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたもので取り扱うものとする。ただし、海外と我が国との間において情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であって、他に適当な手段がないと特定秘密管理者が認めたときについてはこの限りでない。

2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項の電子計算機で取り扱うときは、当該電磁的記録の可搬記憶媒体への書き出しログ及び印刷ログを保存するものとする。

3 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、前2項に掲げるもののほか、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、最新の「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」等を厳格に適用するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に定める情報の取扱いに関する遵守事項に則した適切な対応をとるものとする。

4 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときはパスワード設定、暗号措置等の保護措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等管理簿)

第25条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等（以下この条及び第27条において物件を除く。）の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の書き出し及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を保全責任者ごとに備えるものとする。

2 特定秘密文書等管理簿には、特定秘密文書等に記録された特定秘密の指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号、作成又は受領の年月日等を書面に記載し、又は電磁的に記録するものとする。

3 保全責任者は、その保管する特定秘密文書等について、特定秘密文書等管理簿に必要な事項を書面に記載し、又は電磁的に記録するものとする。

4 特定秘密文書等管理簿は、別記様式第14号を標準とする。

5 情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等については、他の特定秘密文書等と分けた特定秘密文書等管理簿とすることができる。

第2節 作成

(特定秘密文書等の作成)

第26条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らし最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第27条 保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 第9条第1項第1号の特定秘密表示で冒頭の頁に付されているもの及び第9条第2項の「特定秘密文書」の文字の記載の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。

第3節 運搬、交付及び伝達

(交付及び伝達の承認等)

第28条 特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得るものとする。

- 2 特定秘密文書等を交付する者は、特定秘密管理者の指示により特定秘密の保護のため当該特定秘密文書等を返却させる場合には、交付の際に、特定秘密管理者の指示を受け当該特定秘密文書等の返却の時期を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により明示するものとする。
- 3 前項の場合において、特定秘密管理者は、必要があると認めるときは、交付した特定秘密文書等を回収することができる。

(運搬の方法)

第29条 特定秘密文書等を運搬するときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行するものとする。

- 2 前項の規定により運搬することができないとき又は運搬することが不適當であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の定めるところによる。

(交付の方法)

第30条 特定秘密文書等を交付するときは、受領者（名宛人又はその指名する職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。以下第34条、第38条及び第40条第3項において同じ。）に限る）に所定の事項を記入させた受領書を接受するとともに、特定秘密文書等管理簿に、名宛人の氏名及び交付の年月日等の記録を残すものとする。

- 2 受領書の様式は、別記様式第15号を標準とする。
- 3 特定秘密文書等は、郵送により交付してはならない。

(文書及び図面の封かん等)

第31条 特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、それを外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の包装等)

第32条 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見等の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの措置を講ずるものとする。

(電気通信による交付)

第33条 特定秘密文書等(物件を除く。)を電気通信の方法により交付するときは、暗号措置等必要な措置を講ずるものとする。海外と我が国との間において情報を伝達するため特に緊急の必要がある場合であつて、他に適当な手段がないと特定秘密管理者が認めたときを除き、インターネットを介した電子メール又はストレージサービスを利用しての交付は、これをしてはならない。

(文書等の接受)

第34条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又はその指名する職員でなければ開封してはならない。

(伝達の方法)

第35条 特定秘密を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなど、その保護につき注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合においては、略号を用いるなど特定秘密の保護について必要な措置を講ずるものとする。

4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

(特定秘密文書等の保管)

第36条 特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。

2 保全責任者は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等の件名、登録番号、保管開始年月日、保管終了年月日その他必要な事項を記録する特定秘密文書等保管管理簿を作成するものとする。

(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第37条 保全責任者は、特定秘密文書等の閲覧その他取扱いの経過を明確にするため、特定秘密文書等を取り扱った職員の氏名、年月日等の記録を保存するものとする。

2 前項の記録は5年間保存するものとする。

(廃棄)

第38条 特定秘密文書等(物件を除く。)の廃棄に当たっては、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第8条第2項に規定する内閣総理大臣の同意を得た上で、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

2 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件の廃棄に当たっては、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊等の復元不可能な方法により確実に行うものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第39条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合には、あらかじめ公安調査庁長官の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、廃棄後速やかにその旨を公安調査庁長官に報告するものとする。

3 第1項に規定する廃棄をした場合には、特定秘密管理者は、廃棄した特定秘密文書等の概要、令第11条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、公安調査庁長官に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた公安調査庁長官は、同項に規定する事項を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

第40条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。

2 特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。

3 前2項の検査は、特定秘密管理者が指名する職員に行わせるものとする。

4 第1項及び第2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿の記録と実際に保管されている特定秘密文書等を突合するほか、この規程に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。

第6節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

第41条 特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員又は当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者に報告すること。

(3) 前2号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを公安調査庁長官に報告するとともに、当該事故に係る特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき外国の政府等か

ら提供された情報に該当するときは、当該国際約束に定める手続をとること。

2 特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講じ、速やかに、その結果を公安調査庁長官に報告するものとする。

第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置 (特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置)

第42条 特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等（運用基準V 1 (3)に規定するものをいう。以下同じ。）の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていないとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、適切な措置を講ずるとともに、これを特定秘密管理者まで報告すること。

(2) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員以外の職員は、これを当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に報告すること。この報告を受けた職員は、前号と同様の措置をとること。

(3) 第1号の報告を受けた特定秘密管理者は、これを公安調査庁長官に報告すること。

2 特定秘密管理者は、前項の事実の調査を行い、かつ、適切な措置を講じ、速やかに、その結果を公安調査庁長官に報告するものとする。

3 公安調査庁長官は、前項の場合において、調査の結果、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法及び令の規定並びに運用基準に従って行われていなかったことが認められた旨の報告を受けた場合には、速やかにその旨を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。

第5章 他の行政機関に対する特定秘密の提供 (他の行政機関に対する特定秘密の提供)

第43条 法第6条第1項の規定による他の行政機関に対する特定秘密の提供は、第3章第3節の規定に従い、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

(他の行政機関に対する特定秘密の提供に伴う協議)

第44条 法第6条第2項の協議は、別記様式第16号を標準として行うものとする。

(他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め)

第45条 特定秘密管理者は、法第6条第2項の規定に基づき行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の保護に関する業務を管理する者と令第16条に規定する事項の詳細について取決めを行うものとする。

(公益上の必要による特定秘密の提供の手続)

第46条 法第10条第1項の規定により特定秘密の提供をするときは、当該提供が同項に規定する要件に該当すると認める理由を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により公安調査庁長官の承認を得るものとする。

2 前項の提供は、第3章第3節の規定に準じて、特定秘密文書等を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

第6章 適合事業者への特定秘密の提供

(適合事業者の適合性の審査)

第47条 特定秘密管理者は、法第5条第4項又は第8条第1項の適合事業者（以下単に「適合事業者」という。）としての適合性の審査を受けるための申請があった場合は、別紙の基準に適合しているか否かを審査するものとする。

- 2 適合事業者が取り扱う特定秘密が情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に該当する場合には、前項の審査を行う際に、特定秘密を保護するために必要な措置の実施に関する規程として前項の申請に係る事業者が定めるものにおいて、当該特定秘密を保有させ、又は提供する前に確保されるべき事項として当該情報の保護に関する国際約束に規定する内容のうち適合事業者に係るものが適切に含まれていることを確認するものとする。
- 3 特定秘密管理者は、第1項の申請に係る事業者に対し、同項の審査結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により通知するものとする。
- 4 特定秘密管理者は、適合事業者が第1項の規定により適合性の審査を受けるために行った申請の内容を変更するときは、その内容について事前に申請を求め、別紙の基準に適合しているか否かを審査するものとする。この項の規定により変更した申請の内容を変更する場合も同様とする。

(適合事業者への特定秘密の提供等に関する承認)

第48条 適合事業者に特定秘密を保有させ、又は提供するときは、公安調査庁長官の承認を得るものとする。ただし、他の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているときは、法第8条第1項ただし書の同意をあらかじめ得るものとする。

(特定秘密の保護に係る契約の締結)

第49条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等（以下単に「契約担当官等」という。）は、前条の承認を得た旨の通知（同条ただし書に規定する場合においては、同条ただし書の同意を得た旨の通知を含む。）を特定秘密管理者から受けた場合でなければ、法第5条第4項又は第8条第1項の規定に基づく特定秘密の保護に係る適合事業者との契約の締結を行うことができない。

- 2 契約担当官等は、前項の契約を行ったときは、当該特定秘密に係る特定秘密管理者に通報するものとする。

(下請負)

第50条 契約担当官等は、適合事業者から下請負者に当該契約に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせるための承認の申請があったときは、当該下請負者が、前3条の規定により公安調査庁と特定秘密の保護に係る契約を締結している場合に限り、承認することができる。

(適合事業者の適合性の審査結果の通知の撤回)

第51条 特定秘密管理者は、適合事業者が別紙の基準に適合しなくなったと認めるときは、第47条第3項の通知を撤回することができる。

- 2 特定秘密管理者は、前項の撤回を行ったときは、その旨を契約担当官等に通知しな

なければならない。

- 3 特定秘密管理者は、第1項の撤回を行ったときは、交付した特定秘密文書等について、直ちに当該撤回に係る事業者に返却を指示し、回収しなければならない。

第7章 その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による保護措置
(提供を受けた者による保護措置)

第52条 法第10条(同条第1項第1号(イ及びロに係る部分を除く。))に係る部分に限る。)の規定により特定秘密の提供を受けたときは、第3条、第22条、第24条、第26条、第28条から第35条まで、第38条、第40条及び第41条に規定する措置を講ずるほか、第4条から第6条まで、第9条、第10条及び第13条第1項に規定する措置に準ずる措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合において、第24条、第29条、第31条及び第41条中「特定秘密の取扱いの業務を行う職員」とあるのは、「特定秘密を利用し、又は知る職員」と、第40条第3項中「特定秘密管理者が指名する職員」とあるのは、「特定秘密管理者が指名する職員(特定秘密を利用し、又は知る職員に限る。)」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の場合において、特定秘密を利用し、又は知る職員は、当該特定秘密を当該提供の目的である業務以外に利用してはならない。

第8章 適性評価
(適性評価実施責任者)

第53条 運用基準IV 2(1)に規定する適性評価実施責任者は、本庁総務部長をもって充てる。

(適性評価実施担当者)

第54条 運用基準IV 2(2)に規定する適性評価実施担当者は、本庁総務部人事課長及び適性評価実施責任者が指名する職員をもって充てる。

(適性評価に関する事務に関与することができる者)

第55条 運用基準IV 2(3)本文の規定により適性評価に関する事務に関与することができる者は、公安調査庁次長とする。

- 2 公安調査庁次長、適性評価実施責任者及び適性評価実施担当者は、自らに対する適性評価に関する事務(法第12条第4項の規定による質問に回答し、若しくは資料を提出する場合又は適性評価に係る必要な文書を提出し、若しくは連絡を行う場合を除く。)に関与してはならない。

(候補者名簿等)

第56条 運用基準IV 3(1)アに規定する名簿(以下「候補者名簿(行政機関の職員)」という。)の様式は、別記様式第17号のとおりとする。

- 2 運用基準IV 3(1)ウに規定する名簿(以下「候補者名簿(適合事業者の従業者)」という。)の様式は、別記様式第18号のとおりとする。
- 3 運用基準IV 3(1)ウに規定する適合事業者に対する通知は、別記様式第19号により行う。
- 4 運用基準IV 3(2)イに規定する特定秘密管理者に対する通知は、候補者名簿(行政機

関の職員)若しくは候補者名簿(適合事業者の従業者)に必要事項を書面に記載し、又は電磁的に記録したものを添付した別記様式第20号により行う。

5 運用基準IV 3 (2)イに規定する適合事業者に対する通知は、前項の通知において添付された候補者名簿(適合事業者の従業者)を添付した別記様式第21号により行う。

(適性評価の結果等の通知)

第57条 運用基準IV 4 (3)イ、IV 4 (4)ウ及びIV 7 (2)アに規定する通知は、別記様式第2号により行う。

(適性が認められた者の名簿の作成)

第58条 適性評価実施責任者は、適性評価の結果、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、所属する部署及び公安調査庁長官が直近に実施した適性評価において特定秘密を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した年月日等を書面に記載し、又は電磁的に記録した名簿を作成するものとする。

(苦情受理窓口)

第59条 運用基準IV 8 (1)アに規定する苦情受理窓口は、本庁総務部人事課とする。

(苦情処理責任者)

第60条 運用基準IV 8 (1)アに規定する苦情処理責任者は、本庁総務部長をもって充てる。

(苦情処理担当者)

第61条 運用基準IV 8 (1)イに規定する苦情処理担当者は、苦情処理責任者が指名する職員をもって充てる。

(適性評価の実施等への協力)

第62条 特定秘密管理者は、第56条第1項及び第2項に規定する名簿を時間的余裕をもって提出するなど、適性評価に関する事務が円滑に行われるよう必要な協力を行うものとする。

第9章 通報窓口

(通報窓口)

第63条 特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと思料される場合に行う通報を受け付け、処理するための窓口は、本庁総務部総務課審理室とする。

第10章 雑則

(指定前の取扱い)

第64条 特定秘密として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、この規程に定める措置に準じて、保護に努めるものとする。

(指定解除後等の取扱い)

第65条 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報については、必要に応じ、国家公務員法(昭和22年法律第120号)等の関連規定に基づき、適切に保護するものとする。

(相互協力)

第66条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護につき、相互に協力するものとする。

(国際約束に従って提供された情報の目的外利用の承認)

第67条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の事前の書面による承認を得るものとする。

(国際約束に従って提供された情報である特定秘密の取扱い)

第68条 前条までに定めるもののほか、特定秘密であって情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係るものについては、当該情報を当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(細則)

第69条 この規程の実施に関し必要な細則は、公安調査庁次長が、別に定めることができる。

(規程の特例)

第70条 公安調査庁次長は、部局の業務の特殊性に鑑み、追加的措置を講ずる必要があると認めるときは、当該部局における特定秘密の保護措置を別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成26年12月10日から施行する。

附 則 (令和元年12月6日公安調査庁訓第7号)

この訓令は、令和元年12月11日から施行する。

附 則 (令和3年1月21日公安調査庁訓第8号)

この訓令は、令和3年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月1日公安調査庁訓第1号)

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

事業者の適合性の審査基準

- 1 特定秘密の保護に関する法律施行令第13条に掲げる規程として、次に掲げる事項を明らかにしたものを定めていること。
 - (1) 特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「業務管理者」という。）の指名基準及び指名手続並びにこれを補助する者の指名基準、指名手続及び職務内容
 - (2) 代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「従業者」という。）への教育の実施内容及び方法
 - (3) 特定秘密の保護のために必要な施設設備の設置に係る手続
 - (4) 特定秘密の取扱いの業務を行う従業者の範囲の決定基準及び決定手続
 - (5) 特定秘密を取り扱う場所への立入及び機器の持込の制限に係る手続及び方法
 - (6) 特定秘密を取りために使用する電子計算機の使用の制限に係る手続及び方法
 - (7) 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限に係る手続
 - (8) 特定秘密の伝達の方法の制限に係る手続
 - (9) 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査の実施手続及び方法
 - (10) 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するために他に適当な手段が無いと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄に係る手続
 - (11) 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置手続及び方法
- 2 業務管理者が、次に掲げる基準に適合する者であること。
 - (1) 特定秘密の保護に関する業務を適切に行うために必要な知識を有すること。
 - (2) 内閣官房との契約の履行に関する事務を統括し、当該事業者における特定秘密の保護に関する業務の管理につき職責を全うできること
- 3 特定秘密の保護に関する教育として、従業者が、特定秘密の制度に関する法令内容、

特定秘密文書等の取扱いの手続その他特定秘密の保護上必要な措置に関する知識を的確に習得できるものを行っていること

4 特定秘密の保護のために必要な施設設備が、次に掲げる基準に適合していること

(1) 特定秘密文書等を適切に保管するための機能及び構造を有していること

(2) 従業者以外の者による施設への立入を有効に制限する機能及び構造を有していること

(3) 特定秘密に係る物件への不正な接近を有効に探知する機能及び構造を有していること

(4) その他特定秘密の保護上必要な機能及び構造を具備していること

令和 年 月 日

特定秘密指定書

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に基づき、下記のとおり、特定秘密を指定する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の理由
別紙のとおり
- 5 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 6 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 7 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 8 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別 紙

指定の理由

特定秘密指定管理簿

指定の整理番号	指定をした年月日	指定に係る特定秘密の概要	法別表のいずれの事項に関するものであるかの別	当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職	法3条2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別	法3条3項の規定により同条2項1号に掲げる措置を講じた旨	指定の有効期間					解除		備考		
							有効期間が満了する年月日	有効期間を延長した旨	延長後の指定の有効期間	(延長後の)有効期間が満了する年月日	有効期間が満了した旨	当該指定を解除した旨	解除した年月日			

別記様式第3号（第10条関係）

（文書番号）

令和 年 月 日

（宛 先）

公安調査庁長官

特定秘密の指定について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に基づき、下記のとおり、特定秘密が指定されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第4号（第11条関係）

（文書番号）
令和 年 月 日
（特定秘密管理者）

（宛 先）

特定秘密の指定について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に基づき、下記のとおり、特定秘密が指定されたので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

令和 年 月 日

特定秘密指定延長書

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間を延長する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 法別表の事項の細目のいずれに関するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 6 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 7 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 8 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第6号（第13条関係）

（文書番号）

令和 年 月 日

（宛 先）

公安調査庁長官

特定秘密の指定の有効期間延長について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間を延長したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間を延長した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職
- 5 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第7号（第13条関係）

（文書番号）
令和 年 月 日
（特定秘密管理者）

（宛 先）

特定秘密の指定の有効期間延長について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間を延長したので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の延長をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

指定理由点検記録簿

行政機関名	公安調査庁
-------	-------

指定の整理番号				特定秘密管理者の官職	
指定年月日				指定の有効期間の満了 又は指定の解除	
番号	点検年月日	点検実施担当者の 官職・氏名	点検 結果	備考	

別記様式第9号（第15条関係）

令和 年 月 日

特定秘密指定解除書

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第7項に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定を解除する。

記

- 1 対象情報
- 2 指定の整理番号
- 3 指定の解除の理由

(注) 特定秘密に指定された情報の一部を解除（以下「一部解除」という。）する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、記書きに「4 一部解除後の対象情報」を追記。

別記様式第 10 号（第 17 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

令和 年 月 日

（宛 先）

公安調査庁長官

特定秘密の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る特定秘密の概要

別記様式第 11 号（第 17 条関係）

（ 文 書 番 号 ）
令和 年 月 日
（ 特 定 秘 密 管 理 者 ）

（宛 先）

特定秘密の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が満了したので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定に係る特定秘密の概要

別記様式第 12 号（第 18 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

令和 年 月 日

（宛 先）

公安調査庁長官

特定秘密の指定の解除について

標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 4 条第 7 項に基づき、下記のとおり、特定秘密の指定を解除したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」、記書きの「3 指定に係る特定秘密の概要」を「3 一部解除した情報」とし、必要に応じ記書きに「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を追記。

別記様式第 13 号（第 18 条関係）

（ 文 書 番 号 ）

令 和 年 月 日

（宛 先）

（ 特 定 秘 密 管 理 者 ）

特定秘密の指定の解除について

標記について，特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 4 条第 7 項に基づき，下記のとおり，特定秘密の指定を解除したので，周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定を解除した年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要

（注）一部解除した場合は，本様式の「解除」を「一部解除」，記書きの「3 指定に係る特定秘密の概要」を「3 一部解除した情報」とし，必要に応じ記書きに「4 一部解除後の指定に係る特定秘密の概要」を追記。

別記様式第15号（第30条関係）

登録番号	
件名	
発送機関名	
発 送 者	

上記の□文書□物件を受領しました(該当する□に印をつける。)

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	

特定秘密文書等受領書

別記様式第16号（第44条関係）

（文書番号）
令和 年 月 日

（提供先行政機関の長） 殿

公安調査庁長官

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり特定秘密の保護に関し必要な措置を実施されたく協議する。なお、提供される特定秘密の内容等により特段の措置の実施が必要である場合には別途協議する。

記

公安調査庁が法第6条第1項の規定により（提供先行政機関）に提供する特定秘密については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第11条第1項の規定に基づき（提供先行政機関の長）が定める規程に従い、同項各号及び第16条各号に掲げる措置を確実に講ずること。

別記様式第16号（第44条関係）

（文書番号）
令和 年 月 日

公安調査庁長官殿

（提供先行政機関の長）

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について（回答）

特定秘密の保護に関する法律第6条の規定に基づく特定秘密の提供について（協議）（平成／令和〇年〇月〇日〇〇号）に記されたとおり，特定秘密の保護に関し必要な措置を講ずることとしたので，通知する。

候補者名簿（行政機関の職員）

別記様式第17号（第56条関係）

特定秘密管理者：

作成日：令和 年 月 日

番号	氏名		フリガナ		生年月日			所属部署	官職	特定秘密保護法第12条第1項		選定に当たって参考となる事項	承認の有無※
	氏	名	氏	名	年号	年	月			日	該当する号		

(注) ※欄は適性評価実施部署において記載（承認が得られた者に○を，得られなかった者に×を記載）

候補者名簿 (適合事業者の従業者)

別記様式第18号 (第56条関係)

適合事業者名：

作成日：令和 年 月 日

番号	氏名		フリガナ		生年月日				所属部署	役職名 (派遣労働者 の場合は 「(派遣)」 と追記)	予定している 業務内容 (派遣労働者の 場合のみ記載)	特定秘密保護法第12条第1項		選定に当たって 参考となる 事項	承認の有無※		
	氏	名	氏	名	年 号	年	月	日				該当 する号	第3号に該当すると 認められる理由				

(注) ※欄は適性評価実施部署において記載 (承認が得られた者に○を, 得られなかった者に×を記載)

(頁 / 頁中)

令和年 月 日

（適合事業者）

様

（特定秘密管理者）

適性評価に関する通知書（名簿への不登載）

以下の者については、適性評価実施責任者に提出する候補者名簿に登載しないこととしたため、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）IV 3(1)ウの規定により通知します。

【なお、本通知の内容を、以下の者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業員が派遣労働者である場合に追記】

ふりがな 氏名	生年月日	所属部署	派遣労働者

（※）派遣労働者であるときは、○を記載すること。

<問合せ先>

（公安調査庁総務部 課）

住所

電話

電子メール

令和 年 月 日

（特定秘密管理者）

殿

公安調査庁総務部長

適性評価に関する通知書（行政機関の長の承認）

年 月 日付け候補者名簿〔(行政機関の職員) / (適合事業者の従業者)〕に登載されている者に関し、適性評価を実施することについての公安調査庁長官の承認は別添のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）IV 3(2)イの規定により通知します。

令和 年 月 日

（適合事業者）

様

（特定秘密管理者）

適性評価に関する通知書（行政機関の長の承認）

貴社の従業者に関し、適性評価を実施することについての公安調査庁長官の承認は別添のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）IV 3 (2)イの規定により通知します。

【なお、本通知の内容を、当該従業者を雇用する事業主に通知してください。※当該従業者が派遣労働者である場合に追記】

<問合せ先>

（公安調査庁総務部 課）

住所

電話

電子メール

令和 年 月 日

（特定秘密管理者）

殿

公安調査庁総務部長

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定）Ⅳ〔4(3)イ／4(4)ウ／7(2)ア〕の規定により通知します。

【なお、別表に記載されている者が適合事業者の従業者であるときは、適性評価の結果等を当該適合事業者に通知してください。※従業者の場合に追記】

（備考）適性評価結果等通知書（適合事業者用）は、「適性あり」の場合とそれ以外の場合とに分けて作成すること。

